

締約国に関する情報
MT

マルタ

附属書 B 1
MT

一般情報

| | |
|---|---|
| 国内官庁の名称 | Industrial Property Registrations Directorate, Commerce Department, Ministry for the Economy, Investment and Small Businesses (Malta) (経済・投資及び小企業省・商務部・工業所有権登録総局(マルタ)) |
| 所在地及び郵便のあて名 | Lascaris Bastions, Dahlet Gnien is-Sultan, Velledda, VLT 1933, Malta |
| 電話番号 | (356) 2569 0100, 2122 6688 |
| ファクシミリ装置 | (356) 2569 0338 |
| 電子メール | ipoffice@gov.mt |
| インターネット | www.commerce.gov.mt |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | 受理しない |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1) | 受理する |
| マルタの国民及び居住者のための管轄受理官庁 | 出願人の選択により経済・投資及び小企業省・商務部・工業所有権登録総局(マルタ)、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照) |
| マルタが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 | 欧州特許庁(EPO)(国内段階参照) |
| マルタを選択できるか？ | できる(PCT第II章に拘束) |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類 | 欧州特許 |
| 国際型調査に関するマルタの規定 | なし |
| 国際公開に基づく仮保護 | 欧州特許を目的とする指定(欧州特許条約第67条、第150条及び第158条参照)であって、次に該当する場合： (1) EPOの公用語の1つによって公開された国際出願：侵害の状況に応じて相当な補償を求める権利を出願人に与える (2) EPOの公用語でない言語によって公開された国際出願： (1)に規定する保護は、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまで効力が生じない |
| マルタが指定(又は選択)されている場合の有益な情報については、 附属書B2の欧州特許機構(EPO)を参照 | |